

## 医療機関のご担当者の方へ

### 特定疾病にかかる医療費について

1. この申請書を健保組合が受領すると、受領した月分から特定疾病（長）として取扱いますので、医療費請求の際はご注意ください。  
例えば、月末に受領した場合は、その月の1日に遡って認定されます。
2. 患者負担分もその月の1日に遡って（長）扱いとなります。

東京中央卸売市場健康保険組合  
業務課：03-6633-0711